

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	建築許可・認定・指定事業			事業コード	0783
所属コード	93000	課等名	建築指導課	係名	指導係
課長名	武 藤 功	担当者名	館 岡 優	内線番号	7222
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	快適な居住環境の実現	コード	3
	基本事業	良好な住宅地の誘導	コード	2
予算費目名	一般会計 8 款 5 項 4 目 建築指導事務 (001-01)			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	昭和 48 年度
根拠法令等	建築基準法			

(2) 事務事業の概要

建築基準法等の規定に基づき申請された案件に対して、許可基準等により、許可、認定及び指定を行う。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

昭和 48 年 4 月に盛岡市が特定行政庁（建築基準法の事務を行う地方公共団体の長）となったことから、建築基準法等の規定に基づき、許可、認定及び指定事務を行っているもの。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

国からは、建築基準法に基づく緩和規定等、制度の積極的な活用についての通知等があり、認定等の事務が増える傾向にある。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が、何が対象か）

許可，認定及び指定を必要とする建築物等の申請者及び申請案件

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 許可申請件数	件	16	15	20	18	20
B 認定申請件数	件	4	5	5	3	5
C 指定申請件数	件	3	8	5	4	5

（3）24 年度に実施した主な活動・手順

建築基準法等の規定に基づき申請された案件に対して，法令等の審査及び許可基準等に基づき，許可，認定及び指定を行った。なお，法の規定により，建築審査会の同意が必要な案件については，建築審査会を開催した。

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 許可件数	件	16	15	20	18	20
B 認定件数	件	4	5	5	3	5
C 指定件数	件	3	8	5	4	5

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

許可，認定及び指定を行うことにより，対象を安全上，防火上及び，衛生上支障がない適法な状態にする。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 許可割合 (許可申請に対する許可件数)	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	%	100	100	100	100	100
B 認定割合 (認定申請に対する認定件数)	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	%	100	100	100	100	100
C 指定割合 (指定申請に対する指定件数)	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	%	100	100	100	100	100

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	0	0	0	0
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	4, 600	5, 600	6, 000	5, 000
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	18, 400	22, 400	24, 000	20, 000
計	トータルコスト A+B	千円	18, 400	22, 400	24, 000	20, 000
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

許可，認定及び指定により，対象を適法なものにすることで，快適な住宅地の形成に結びついている為，整合性がある。

② 市の関与の妥当性

根拠法令で定められている事務である為，妥当である。

③ 対象の妥当性

根拠法令で定められている対象に限られる為、現状で妥当である。

④ 廃止・休止の影響

根拠法令により、特定行政庁（建築基準法の事務を行う地方公共団体の長）が行う事務である為、影響がある。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

受動的な事務である為、向上の余地は無い。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

建築基準法等の規定に基づき申請された案件に対して、法令等の審査及び許可基準等に基づき、許可、認定及び指定を行うものであり、法の規定により、建築審査会の同意が必要な案件については、建築審査会を開催するものである為、公平・公正である。

(4) 効率性評価

許可、認定及び指定に係る事務は、法令根拠により行っているため、効率性を求めるものではなく事業費や人件費の削減の余地はない。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

許可、認定及び指定に至る基準を整備し、対象に対する説明を明確にする。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

基準を定めるためには、盛岡市の特性を見極める調査が必要であり、基準の妥当性を判断するため関係各課での調整も必要となる。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

公平性の確保を図りながら、適切な審査日程となるよう努め、場合により関係各課への迅速な情報提供・協議を行い、事務の迅速化を図る。